鳥インフルエンザ発生対応記録

清武町

鳥インフルエンザ発生対応記録

【清武町高病原性鳥インフルエンザ対策本部】

本部長：清武町長　一　ノ　瀬　良　尚

宮崎県清武町　電話：0985－85－1111　FAX：0985－85－1496

所在地　〒889－1696　宮崎県宮崎郡清武町大字船引204番地

11日（木）	15:20	宮崎家畜保健衛生所、衛生課長から清武町内の養鶏場の鶏を調査したところ、鳥インフルエンザの疑いがある旨役場に連絡あり。 死んだ鶏の数　1月　9日・・・18羽 1月10日・・250羽 1月11日・・500羽
	16:10	町長・事務助役・技術助役・産業建設部長・総務部長・産業振興課長・総務課長にて対応協議
	16:30	庁議開催 鳥インフルエンザ発生の可能性がある旨を説明し、関係課は全員役場に待機することとし、他の課は課長のみ待機することとした。検査結果は、19:00頃判明予定。
	17:10	職員へ自宅待機指示
	18:50	技術助役・産業建設部長・産業振興課担当者が県と協議
	20:30	庁議（21:30まで）
	22:40	宮崎家畜保健衛生所、衛生課長から現地への立入り禁止要請の連絡あり。
	23:00	農林水産省が【鳥インフルエンザの疑いと記者発表】
	23:00	職員参集【鳥インフルエンザが疑われる事例対策本部設置】 発生場所から半径300mの範囲内の立ち入り禁止を決定 現地周辺交通規制4ヶ所、規制区域住民（11戸）に対する方針決定
	23:10	11戸の戸別訪問　（3班の6名で対応）
	23:30	テント設置箇所・公民館使用についての許可要請
12日（金）	0:00	宮崎県が【鳥インフルエンザの疑いと記者発表】
	0:00	4ヶ所、3交代で交通規制開始
	1:05	南警察署員来庁
	1:50	南警察署員、トラブル防止のためのパトカー1台巡回申し出あり。 道路規制については、町に任せるとのこと。
	2:10	住民対応マニュアルの協議
	2:12	中部農林と交通規制について協議。AM6時から警察に規制依頼をすることを確認

12日（金）	3:00	交通規制については、保健所・中部農林・町にて対応してほしい。なお、警察は、巡回のみとすることで保健所と確認。区長会については、16:00の状況を判断して正式に開催する。
	4:30	本部及び各部当番を残し、随時解散
	5:30	家畜衛生保健所より、現地に石灰を撒く旨の連絡あり
	6:00	次の通り作業員の確保を行う。 石灰運搬のため職員2名を家畜保健所へ派遣 石灰撒きのため、職員6名を確保（8時作業開始予定）
	8:30	庁議
	9:00	議会・区長会役員・当該地区区長及び地区担当職員（班長）説明会
	10:00	地区担当者会
	11:00	①本部室会議で協議 テント設営箇所の検討 ゴミ袋の準備 公民館からの侵入路の確認 排水先の検討 ②問合せ電話変更（対策本部に5回線設置）内線：3900～3904 ③各戸配布チラシの印刷
	11:00	県職員2名が清武町対策本部に詰める。　24:00まで
	13:00	区長宅へのチラシ配布（各地区担当者） ホームページにチラシを掲載する。
	14:00	中部衛生組合来庁（事務局長【参事】・総務課長・管理課長） 焼却処分方法についての協議＝14日19:00からゆすの木橋公民館（技術助役・産業建設部長・住民課長）
	15:00	独立行政法人　防災科学技術研究所支援スタッフ（角本リーダー・進藤リーダー他スタッフ3名）清武町対策本部に合流
	16:00	庁議　12日・・1，200羽余が死ぬ。 インフルエンザと判定された場合に諸対応について 消毒ポイントは5箇所 防疫作業2箇所（職員を3交代で2名づつ配置）中部農林と行う。 区長会終了まで、部長・課長は待機。他は自宅待機とする。
	17:00	清武町議会【鳥インフルエンザ対策本部】設置。 本部長：議長　副本部長：副議長
	19:30	投票管理者・立会人説明会終了後、町長から経緯について説明をする。（地元説明会開催の有無について協議したが、特に要望がなかった。30名参加
13日（土）	3:00	本部及び各部当番を残し、随時解散
	8:00	庁議 現地周辺世帯へのチラシ配布（黒坂・永田・永山・上、中、下木原）・・産業振興課 町民健康相談室の設置（保健センター内）

13日 （土）	8:00	13日午前10時開設　医師1名・看護師2名待機 時間は8:30～17:00、医師は10時から待機 但し、上記時間以外は、対策本部にて対応する。 町内愛玩用鳥類　1，623羽確認 副知事への要望 処分方法の検討（焼却） 対策本部組織（案）について協議 チラシは、新聞折込を行う。（時間的に無理であったので、区長へ各戸配布依頼）
	8:30	清武町建設業協会よりボランティアの申し出あり
	9:00	発生場所周辺におけるテント設営立会（産業振興課・水道課）
	9:40	県畜産課長へ電話による要望 ①確定後の住民説明用チラシの作成 ②焼却処分の必要性を提示した区説明用資料の作成
	12:00	14日から殺処分決定を県より受ける
	13:00	農林水産部長と協議
	16:00	関係区長との地元説明会協議 出席者・・黒坂、永山、上木原、永田 町長から14日の作業についての説明、よって地元説明会の対応を協議 その結果、1月13日20:00から下木原を除く地区を対象に実施することに決定 参加予定・・町長、技術助役、総務部長、産業振興課課長、福祉保健課課長補佐
	18:00	宮崎県が【鳥インフルエンザと発表】 H5亜型A型インフルエンザ
	18:00	対策本部名称変更【清武町高病原性鳥インフルエンザ対策本部】に変更 ・町内全区長に対して、決定内容を電話にて連絡を行う。
	18:00	清武町議会対策本部会議開催
	18:30	町長報告 18:00に確定した。8:00に作業を開始した。10:00に診療所開設着手した。 14日8:00から殺生処分開始 渡鳥調査について 県への要望内容 関係地区への相談 町の対応　住民に対する安心の対応（これが一番） 下木原は、19:00地区説明会（都市建設課長対応）を開催する。
	19:15	下木原　19:15地区説明会　42名出席
	19:30	記者会見（対策本部にて　町長会見）
	20:00	5地区説明会（於：黒坂公民館） 地区住民約80名が参加 町長、技術助役、総務部長、産業振興課長、福祉保健課長、同課長補佐、中央保健所2名、家畜保健所3名、中部農林1名

14日 （日）	3:00	本部及び各部当番を残し、随時解散
	7:30	黒坂ふれあい広場の駐車場案内・整理に5名を充てる。
	8:00	殺処分開始 町長巡回 県畜産課職員2名が清武町対策本部に詰める。　19:00まで
	9:40	役場地区担当職員会議
	10:00	①区長へのチラシ配布（約6，500枚） ②商店・スーパー・各公共機関へチラシ（大）の配布 ③配布チラシの清武町ホームページへの掲載
	12:20	黒坂公民館（健康診断）派遣者3名の決定（13:00～18:00）
	13:30	商店・スーパー・公共施設へのチラシ（大）配布終了。26ヶ所
	16:40	すべての鳥の殺処分終了
	17:50	鳥の殺処分終了・明日エコクリーンで焼却すると報道（ニュース）あり。
	18:15	町対策本部にいる県畜産課職員から15日の作業日程の説明。
15日 （月）	7:30	清武町建設業協会のボランティアによる駐車場案内及び交通整理（10名） 【黒坂ふれあい広場付近】
	8:40	部長以上の協議（於：対策本部室）
	16:00	役場各地区担当職員が、愛玩用鳥類を飼養されている方に、『飼養管理についてのお願い』を直接配布中。また、同文書を清武町ホームページに掲載。
	19:00	区長・学校・福祉施設・社会福祉会（保育所）・議会に対する説明会開催。『発生現場消毒に関する情報についてのお知らせ』を、永田・黒坂・永山・上木原・中木原・下木原の区民へ各戸配布予定。（該当区長さんに本日お渡しします。）また、同文書を清武町ホームページに掲載済み（16:00）
★15日（月）の作業（宮崎県実施作業） 8:30　県職員75名集合 10:30～箱詰開始 11:00　県職員25名集合 箱詰・積込み作業 16:00　搬出出発（10tトラック1台・4tトラック2台）　3往復 22:00　搬出作業完了		
★16日（火）の作業（宮崎県作業） 現場のフンの処理　1箇所に集め、堆肥化する。 現場消毒（全ての作業終了後、21日目に異常なしの場合、解除予定：2／7） 19:00に、初動防疫措置完了（県からのFAX　21:41受）		
16日 （火）	9:45	共産党国会議員団来庁
	14:30	民主党国会議員団来庁
	15:20	農林水産大臣との意見交換会（～18:10）
	21:00	現場付近交通規制（防疫）解除、以後は警備
17日 （水）	8:45	庁議 移動制限区域内の11農場及び愛玩鳥を対象に第1次清性検査の実施 住民に対する封鎖（現場の消毒完了）のお知らせ＝区長へ配布依頼 養鶏場3箇所及び愛玩鳥飼養者に対し、町単独支援を行う（消石灰・消毒剤配布）
	14:00	町長・助役・産業建設課長が谷口氏を訪問する。 町職員（産業振興課）が、現場への貸し出し・提供資機材の片付け・消毒（～17:00）
	15:40	中部農林　野生鳥獣課により、ため池でボートにより野鳥の調査をしたいとの連絡

18日 （木）		土地提供者等へのお礼訪問（宮内・永田・松田・岩切・窪） 表敬訪問者及び差し入れ者へのお礼状送付（中山衆議院議員他）
	9:00	県職員、町職員（産業建設部）が、農場前の町道清掃（～18:00）
	9:30	10km圏内の愛玩鳥獣飼養者への第1次清浄性確認検査（にわとり20羽以上） 対象：5戸、検体：5羽/戸 検査方法①臨床検査②ウイルス分離検査③血清抗体検査 結果は20日、26日以降に第2次清浄性確認検査
	16:30	自由民主党鳥インフルエンザ対策本部意見交換会（～17:30）
	19:00	企業（町内企業16社）に対する説明会開催。『鳥インフルエンザ発生農場における防疫措置終了についてのお知らせ』
19日 （金）	9:30	愛玩鳥獣飼養者への第1次清浄性確認検査（半径500m以内） 対象：9戸、検体：5羽/戸 検査方法①臨床検査②ウイルス分離検査③血清抗体検査
	10:00	役場各地区担当職員が、愛玩用鳥類を飼養されている方に、消毒薬『オスバン』、説明書を配布。22,23日の検査について説明。鳥の密集地監視ポイントの教示依頼 業者より、養鶏場3箇所に消毒薬及び消石灰を配布。
	16:00	22、23日検査準備（地図及び順路）
22日 （月）	8:30	愛玩鳥獣飼養者への第1次清浄性確認検査 対象：全戸、検査方法：聞き取り 後日、異常なしとのプレスリリース
	13:30	野鳥の生息地調査を猟友会へ教示依頼
23日 （火）	8:30	愛玩鳥獣飼養者への第1次清浄性確認検査 対象：全戸、検査方法：聞き取り 後日、異常なしとのプレスリリース 現場の堆肥の切り替えし
24日 （水）		1/24～1/27　環境省・県・野鳥の会による野鳥等の観察
	19:00	感染症危機管理対策研修会（宮崎総合保健センター）
26日 （金）	9:30	移動制限区域内の11農場及び愛玩鳥を対象に第2次清性検査の実施 検査内容：採血、血管スワブ、クロアカスワブの採材 臨床検査では全農場異常は認められなかった。 宮崎県知事　東国原知事に要望書提出
27日 （土）	9:30	10km圏内の愛玩鳥獣飼養者への第2次清浄性確認検査（にわとり20羽以上） 対象：5戸、検体：5羽/戸、検査内容：採血、血管スワブ、クロアカスワブの採材
28日 （日）		1/26の第2次清浄性確認検査の結果全てにおいて陰性であることが確認された。
29日 （月）		1/27の第2次清浄性確認検査の結果全てにおいて陰性であることが確認された。 北海道本別町・自治労宮崎県本部よりお見舞いが届く。

30日 （火）		1/22～1/23の移動制限区域内での愛玩鳥の飼育状況や鳥の異常について異常なし 清武町　148戸
31日 （水）		児湯郡新富町へ対策について情報提供（町長他）
3日 （土）		移動制限区域を発生農場を中心として半径5km以内に縮小 搬出制限区域を発生農場を中心として半径5kmから10kmの区域とする。
5日 （月）		姉妹都市の川口市より千羽鶴と手紙が届く。 県の東国原知事を訪問し、千羽鶴及び手紙を披露。 その後、ロビーにて町民に披露。
6日 （火）		社民党県議団6名来庁
7日 （水）		発生農場の防疫措置終了後21日以上経過し解除となる。

鳥インフルエンザ発生時の問合せ件数の推移

鳥インフルエンザに関する電話受付件数推移

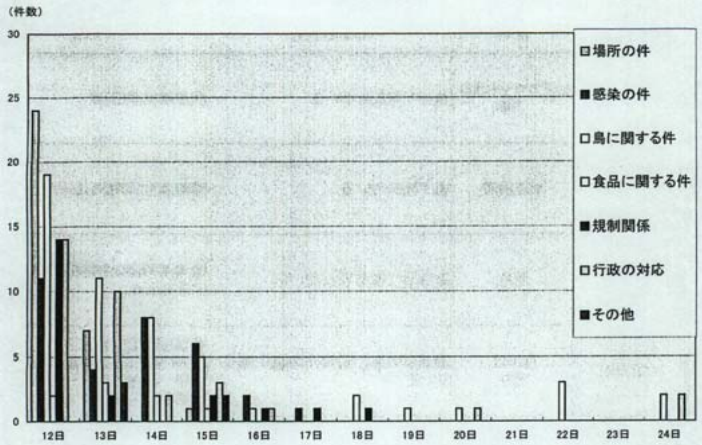

	12日（金）	13日（土）	14日（日）	15日（月）	16日（火）	17日（水）	18日（木）	19日（金）	20日（土）	21日（日）	22日（月）	23日（火）	24日（水）	計
場所の件	24	7		1										32
感染の件	11	4	8	6	2	1								32
鳥に関する件	19	11	8	5	1		2	1	1		3		2	53
食品に関する件	2	3	2	1										8
規制関係	14	2		2	1	1	1							21
行政の対応	14	10	2	3	1				1				2	33
その他		3		2										5
計	84	40	20	20	5	2	3	1	2	0	3	0	4	184

（12日）・・近隣区長地区説明会・・全区チラシ配布・・HPチラシ掲載
（13日）・・5地区説明会・・県が鳥インフルエンザと発表・・現地周辺イチラシ配布
（14日）・・鳥の殺処分終了・・HPチラシ掲載・・全区チラシ配布
（15日）・・近隣区へ消毒情報のチラシ配布・・愛玩鳥飼養者へチラシ配布
（16日）・・初動防疫措置完了・・農林水産大臣来町
（17日）・現場消毒完了チラシ配布
（18日）・第一次清浄性確認検査
（19日）・・愛玩鳥飼養者へ消毒薬配布・・第一次清浄性確認検査
（20日）
（21日）
（22日）・愛玩鳥の目視検査
（23日）・愛玩鳥の目視検査
（24日）

鳥の死骸回収に関する電話受付

（1月26日以降分）

番号	時間	相手	問合せ内容	対応
1月26日（金）	午後	レイクサイドゴルフ場	鳥が1羽死んでいる	産業振興課回収
1月30日（火）	−−	城山病院	鳥が死んでいる	病院より1羽持ち込み
1月31日（水）	−−	匿名	黒岩池で鳥が弱っている	産業振興課が捕獲して家畜保健所に持ち込む
2月1日（木）	13:30	正手区西野	清武駅の裏に羽毛が大量に舞っている	現場を確認したところ、犬が布団を噛み千切ったと判明。住民課と通報者へ連絡。アパートの管理者へも連絡。
2月1日（木）	午後	清武小	鳥が1羽死んでいる	産業振興課回収
2月2日（金）	AM	南加納福江	鳥が1羽死んでいる（見聞読タナカ裏）	産業振興課回収
2月2日（金）	−−	匿名	鳥が1羽死んでいる（南加納、ナショナル側）	血のついた羽と骨を産業振興課が回収